様式第２－１号

令和８年１０月１日

東北運輸局　宮城運輸支局長　殿

名　　称　　一般社団法人Ｌｙｃｋａ
住　　所　　宮城県仙台市太白区山田本町
１２番４８号
代表者の氏名　　代表理事　　大槻　勇太

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第７９条の２の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．名称、住所、代表者の氏名
一般社団法人Ｌｙｃｋａ
宮城県仙台市太白区山田本町１２番４８号
代表理事　　大槻　勇太

２．自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

３．運送の区域

区　　域	備　　考
仙台市、名取市	当法人のサービス提供区域と同区域を設定。 利用者の通院、行政手続き、日常生活上の外出支援等の生活圏を踏まえた設定であり、過度に広域ではなく、実運行に支障のない範囲である。

４．事務所の名称及び位置

事務所の名称	位　　置
一般社団法人Ｌｙｃｋａ	宮城県仙台市太白区山田本町 12 番 48 号

５．事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所 有 区 分	寝台車 （軽）		車いす車 （軽）		兼用車 （軽）		回転シート車 （軽）		セダン等 （軽）		合 計 （軽）	
Lycka サポート	所 有	（ ）		（ １ ）		（ ）		（ ）		（ ）		（ １ ）	
	持 込	()	※ ()	()	※ ()	()	※ ()	()	※ ()	()	※ ()	()	※ ()
	合 計	（ ）		（ １ ）		（ ）		（ ）		（ ）		（ １ ）	

軽自動車については、（ ）内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

６．運送しようとする旅客の範囲

○	イ　身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
	ロ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者
○	ハ　障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する知的障害者
○	ニ　介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
	ホ　介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
	ヘ　介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号のる基準（基本チェックリスト）に該当する者
	ト　その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

７．運送の区域ごとの対価の額

（必要に応じ関係資料を添付のこと）

運賃：500 円／15 分

待機：100 円／10 分

８．（事業者協力型自家用有償旅客運送の場合）協力事業者の氏名又は名称及び住所

９．添付書類

（１）定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿

（２）法第７９条の４第１～４号に該当しない旨を証する書類

（３）地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

（４）自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

（５）運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

（６）運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

（７）整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

（８）事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

（９）自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

(10) 運送しようとする旅客の名簿

定　款

一般社団法人　Ｌｙｃｋａ

令和８年１月12日　作　　成
令和８年１月14日　定款認証
令和８年１月15日　法人設立

一般社団法人Ｌｙｃｋａ　定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　当法人は、一般社団法人Ｌｙｃｋａと称し、これを「りっか」と読むものとする。

（主たる事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

（目的）

第３条　当法人は、障害児・障害者、高齢者及びその家族等、地域で生活するために支援を必要とする人々が、その能力に応じ、地域において自立した日常・社会生活を営めるようにＱＯＬの向上を目指した質の高い福祉・介護サービスを提供し、地域社会における福祉の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

２．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

３．介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型サービス事業

４．児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

５．障害児・障害者の家族をサポートするためのピアカウンセリング事業

６．障害児・障害者の地域での社会生活を支援するためのインフォーマルサポート事業

７．障害児・障害者のレスパイトサービスに関する事業

８．福祉有償運送事業

９．福祉用品等の物品販売事業

１０．福祉及び介護に関する研修会、講習会、セミナー等の企画並びに運営事業

１１．福祉及び介護に関する調査研究並びにコンサルティング事業

１２．福祉機器、見守りシステム等の導入支援及び関連サービス事業

１３．地域交流、居場所づくり及びコミュニティ形成に関する事業

１４．グループホームの運営事業

１５．その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公告）

第５条　当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

第２章　社　員

（入社）

第６条　当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

２　社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第７条　社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

２　社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（社員の資格喪失）

第８条　社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退社したとき。

（２）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

（３）２年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（５）総社員の同意があったとき。

（退社）

第９条　社員はいつでも退社することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第 10 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第４９条第２項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

（社員名簿）

第 11 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第３章　社員総会

（社員総会）

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

（開催地）

第 13 条 社員総会は、主たる事務所の所在地又は理事の過半数をもって決定した場所において開催する。

（招集）

第 14 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

２　社員総会の招集通知は、会日より５日前までに各社員に対して発する。

（決議の方法）

第 15 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）

第16条 各社員は、各１個の議決権を有する。

（議長）

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

（議事録）

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

第４章　役員等

（員数）

第19条 当法人の理事は、２名以上を置く。

２　理事のうち、１名を代表理事とする。

（選任等）

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

（任期）

第21条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

（代表理事・職務権限）

第22条 当法人は、代表理事１名を置き、理事の互選により定める。

２　代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

（役員の報酬等）

第23条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

（取引の制限）

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

（1）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

（2）自己又は第三者のためにする当法人との取引

（3）当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 計 算

（事業年度）

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

（事業計画及び収支予算）

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第6章 附 則

（最初の事業年度）

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

（設立時の役員）

第 28 条 当法人の設立時の理事は、次のとおりである。

設立時理事　　大　槻　　勇　太

設立時理事　　伊　藤　　晶　範

設立時理事　　大　槻　　瑠　美

（設立時代表理事）

第 29 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

宮城県仙台市太白区山田本町１２番４８号

設立時代表理事　　大　槻　　勇　太

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第 30 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

宮城県仙台市太白区山田本町１２番４８号

大　槻　　勇　太

宮城県[redacted]

伊　藤　　晶　範

宮城県[redacted]

大　槻　　瑠　美

（法令の準拠）

第 31 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人Ｌｙｃｋａ設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士澁谷裕子は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和８年１月12日

宮城県仙台市太白区山田本町１２番４８号

設立時社員　　大　槻　勇　太

宮城県[redacted]

設立時社員　　伊　藤　晶　範

宮城県[redacted]

設立時社員　　大　槻　瑠　美

上記設立時社員３名の定款作成代理人

宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目１番２１－２０５号

司法書士　　澁　谷　　裕　子

同一情報の提供

提供の日付：２０２６年１月１４日

公証人：３７０２００２３

鈴木桂子

所属法務局：仙台法務局

公証役場：仙台合同公証人役場

仙台市青葉区二日町１６番１５号

請求対象の登録管理番号：

２６－３７０２００２３０２０００１７

請求対象の文書の種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：２０２６年１月１４日

請求対象の処理公証人：３７０２００２３　鈴木桂子

所属法務局：仙台法務局

公証役場：仙台合同公証人役場

仙台市青葉区二日町１６番１５号

認　証　文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

履歴事項全部証明書

仙台市太白区山田本町１２番４８号
一般社団法人Ｌｙｃｋａ

会社法人等番号	３７００－０５－０１１０６３
名　称	一般社団法人Ｌｙｃｋａ
主たる事務所	仙台市太白区山田本町１２番４８号
法人の公告方法	官報に掲載する方法とする。
法人成立の年月日	令和８年１月１５日
目的等	目的 当法人は、障害児・障害者、高齢者及びその家族等、地域で生活するために支援を必要とする人々が、その能力に応じ、地域において自立した日常・社会生活を営めるようにＱＯＬの向上を目指した質の高い福祉・介護サービスを提供し、地域社会における福祉の発展に寄与することを目的とする。 当法人は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。 １．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ２．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 ３．介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型サービス事業 ４．児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 ５．障害児・障害者の家族をサポートするためのピアカウンセリング事業 ６．障害児・障害者の地域での社会生活を支援するためのインフォーマルサポート事業 ７．障害児・障害者のレスパイトサービスに関する事業 ８．福祉有償運送事業 ９．福祉用品等の物品販売事業 １０．福祉及び介護に関する研修会、講習会、セミナー等の企画並びに運営事業 １１．福祉及び介護に関する調査研究並びにコンサルティング事業 １２．福祉機器、見守りシステム等の導入支援及び関連サービス事業 １３．地域交流、居場所づくり及びコミュニティ形成に関する事業 １４．グループホームの運営事業 １５．その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
役員に関する事項	仙台市太白区山田本町１２番４８号 代表理事　　大　槻　勇　太
	理事　　大　槻　勇　太

整理番号　ア７０９８６３　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

仙台市太白区山田本町１２番４８号
一般社団法人Ｌｙｃｋａ

	理事	伊　藤　晶　範
	理事	大　槻　瑠　美
登記記録に関する事項	設立 令和　８年　１月１５日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和　８年　１月２６日
仙台法務局
登記官　　本　澤　祐　隆

整理番号　ア７０９８６３　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

（様式3）

役員等名簿

一般社団法人Lycka

役職名	（フリガナ） 氏名	生年月日	性別	住所
代表理事	（オオツキ ユウタ） 大槻 勇太	[redacted]	男	宮城県仙台市太白区山田本町12番48号
理事	（イトウ アキノリ） 伊藤 晶範	[redacted]	男	宮城県[redacted]
理事	（オオツキ ルミ） 大槻 瑠美	[redacted]	女	宮城県[redacted]
	（ ）	T S H 年 月 日	男・女	
	（ ）	T S H 年 月 日	男・女	
	（ ）	T S H 年 月 日	男・女	
	（ ）	T S H 年 月 日	男・女	
	（ ）	T S H 年 月 日	男・女	
	（ ）	T S H 年 月 日	男・女	
	（ ）	T S H 年 月 日	男・女	
	（ ）	T S H 年 月 日	男・女	
	（ ）	T S H 年 月 日	男・女	
	（ ）	T S H 年 月 日	男・女	

様式８（国様式第３号）

東北運輸局　宮城運輸支局長　殿

宣　誓　書

当法人における役員の全員が、道路運送法第７９条の４第１項第１号から第４号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和８年　　月　　日

名　　称　　一般社団法人Ｌｙｃｋａ
住　　所　　仙台市太白区山田本町 12-48
代表者の氏名　　代表理事　　大槻　勇太

参考：道路運送法

（登録の拒否）

第七十九条の四　国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一　申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二　申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。

三　申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。

四　申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

（施行規則第５１条の３第５号関係）　　参考様式第イ号

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称　一般社団法人Ｌｙｃｋａ

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 （人）	所有者名	使用者名	備考
1	DA64W-374064	4	一般社団法人Ｌｙｃｋａ	一般社団法人Ｌｙｃｋａ	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

自動車検査証

令和 8年 3月12日　軽自動車検査協会　0201260031072

車検証閲覧アプリはこちら

車両番号	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
仙台 581 か 7521	平成23年 9月	軽自動車	乗用	自家用		

車名	車体の形状
スズキ	ステーションワゴン

車台番号	燃料の種類	総排気量又は定格出力
DA64W-374064	ガソリン	0.65 L

型式	原動機の型式	前軸重	後軸重
ABA-DA64W改	K6A	520 kg	550 kg

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
4 人	— kg	1070 kg	1290 kg	339 cm	147 cm	187 cm

使用者の氏名又は名称

一般社団法人 Lycka

備考

平成10年騒音 96dB, マフラー加速適用車,
改造内容 車体

裏面もご確認ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

K9560FV6845081

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

6128

記録年月日	令和　8年　9月　14日

自動車検査証記録事項

0201260031072

1．基本情報

車両番号	仙台　５８１　か　７５２１				
車台番号	ＤＡ６４Ｗ－３７４０６４				
交付年月日	令和　8年　3月　12日	初度検査年月	平成 23年　9月	有効期間の満了する日	令和 10年　9月　20日

2．使用者・所有者情報

使用者の氏名又は名称	一般社団法人　Ｌｙｃｋａ
使用者の住所	宮城県仙台市太白区山田１２－４８　[04004 0685]
所有者の氏名又は名称	使用者に同じ
所有者の住所	使用者住所に同じ
使用の本拠の位置	使用者住所に同じ

3．車両詳細情報

車名	スズキ　[131]								
型式	ＡＢＡ－ＤＡ６４Ｗ改			原動機の型式	Ｋ６Ａ				
自動車の種別	軽自動車	用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用				
車体の形状	ステーションワゴン　[003]			乗車定員	4 人	最大積載量	－ kg		
車両重量	1070 kg	車両総重量	1290 kg	長さ	339 cm	幅	147 cm	高さ	187 cm
前軸重	520 kg	後軸重	550 kg	総排気量又は定格出力	0.65 L				
燃料の種類	ガソリン	型式指定番号		類別区分番号					

4．備考

【宮城】 継続検査 平成１０年騒音規制車　近接排気騒音規制値９６ｄＢ マフラー加速騒音規制適用車**
【改造自動車】［内容］車体 ［通知番号］２２軽検技改第２１号 ［通知年月日］平成２２年　４月２８日*
【自動車重量税額】￥８，２００*
【走行距離計表示値】２３，５００ｋｍ（令和８年９月１４日）*
【旧走行距離計表示値】１６，９００ｋｍ（令和６年９月２０日）*
【受検種別】指定整備車　【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり*
【受検形態】指定整備工場**

【注意事項】
記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ＩＤ	K9560FV6845081

自動車検査証のICタグ部分は折り曲げずに保管ください。自動車検査証の券面やICタグにき損がある場合、無効となり再交付が必要です。


仙台581
か 75-21



（施行規則第５１条の３第６号関係）　　参考様式第口号

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称　一般社団法人Ｌｙｃｋａ

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1	大槻　勇太	宮城県仙台市太白区山田本町１２番４８	大型	１種	
2	伊藤　晶範	宮城県[redacted]	中型	１種	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

R080215番　1200号

修　了　証

修了者名　大槻　勇太

生年月日 [redacted]

道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５１条の１６（第１項第１号及び第３項第２号）に掲げる講習の

福祉有償運送運転者講習

を修了したことを証明する。

令和８年２月15日

講習の名称　移動ネットみやぎ運転者講習

講習実施者名　特定非営利活動法人
移動サービスネットワークみやぎ
理事長　伊藤　壽朗

R050515番　1002号

修　了　証

修了者名　伊藤　晶範

生年月日 [redacted]

道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５１条の１６（第１項第１号又は第３項第２号）に掲げる講習の

福祉有償運送運転者講習

を修了したことを証明する。

令和４年５月15日

講習の名称　　移動ネットみやぎ運転者講習

講習実施者名　　特定非営利活動法人
移動サービスネットワークみやぎ
理事長　　伊藤　壽朗

（契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する）

様式９（国様式第７号）

東北運輸局　宮城運輸支局長　殿

宣　誓　書

道路運送法第７９条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	無制限
対物保険（共済）	無制限

令和８年　　月　　日

名　　称　　一般社団法人Ｌｙｃｋａ
住　　所　仙台市太白区山田本町 12-48
代表者の氏名　代表理事　　大槻　勇太

自動車保険　変更手続き完了通知

ご契約者氏名	一般社団法人　Ｌｙｃｋａ 代表理事　大槻　勇太　　様

お申し出いただいた変更内容は次のとおりです。

変更内容

変更種類	その他変更	変更日	令和　8年　6月18日

搭乗者傷害１名保険金額　　搭傷医療保険金支払方式

変更後のご契約内容は次のとおりです。　　ロードレスキュー対象

被保険自動車

用途車種	自家用軽四輸乗用車		
登録番号	仙台　５８１　か　７５２１	（排気量）	0.65ℓ
車台番号	ＤＡ６４Ｗ－３７４０６４	仕様	
車名	スズキエブリイワゴン		
型式	ＤＡ６４Ｗカイ		
初度登録	平成２３年　9月	料率クラス（車両）	（対人）6　（対物）4　（搭傷）6
免許証の色		使用の目的	
記名被保険者	契約者に同じ		
車両所有者	契約者に同じ		
所有権留保買主／リース車両借主			
年齢条件	運転者年齢条件特約　３０歳以上限定		

割増・割引・特約

６Ｓ等級	事故有係数適用期間０年
初回保険料口座振替特約	追加保険料口座振替特約
被害者救済費用特約	対歩行者等事故傷害特約
レッカー等諸費用特約	人身傷害諸費用特約
相手車全損時臨時費用特約	弁護士費用特約（自動車事故）
追加保険料払込猶予特約	臨時代替自動車特約
追加保険料分割払特約	福祉車両割引

証券番号	３４３７０９４９０１
保険種類	一般用総合自動車保険（ＡＡＩ）
払込方法	１２分割（１２回払）　口座振替
保険期間	令和　8年　3月24日午前　9時から 令和　9年　3月24日午後4時まで　　譲渡事由
原契約の登録番号	仙台　５８１　か　７５２１

補償項目および変更後の保険金額　（万円）

車両

免責金額		回目事故まで 回目以降事故		
保険価額又は協定保険価額 新価保険金額				
長期契約車両保険	2年目		4年目	
	3年目		5年目	

対人賠償	1名につき	無制限
対物賠償	免責金額 1事故につき	免責なし 無制限
人身傷害	1名につき 1事故につき（ＡＳのみ）	被保険車内限定 無制限
搭乗者傷害	一時金払 1名につき 1事故につき（ＡＳのみ）	1000
医療保険金	部位・症状に応じてお支払い	

その他特約

追加返還保険料

合計保険料		円	初回保険料	（追返分割の場合は増減保険料）	1130円
分割払の場合	払込回数	払込期日		第2回目以降払込（増減）保険料	
	8回	□座振替は該当月の所定の振替日 □座振替以外は該当月の末日			1130円
<長期分割払>お支払回数保険料	1年目	回	1年目（増減）保険料		円
	2年目	回	2年目（増減）保険料		円
	3年目	回	3年目（増減）保険料		円

証券特記事項	
団体扱	（団体・集団名）
集団扱	（特約）

作成日　令和　8年　6月19日

AIG損害保険株式会社
代表取締役　ジェームス・ナッシュ

P00923

様式第６号

運行管理の責任者　就任承諾書

申請者（一般社団法人Ｌｙｃｋａ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第５１条の１８に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

（年号）令和８年８月１０日

住　　所　宮城県仙台市太白区山田本町 12 番 48 号
氏　　名　大槻　勇太

※　乗車定員１１以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第７号

運送の主体（申請者名）	一般社団法人Ｌｙｃｋａ

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（一般社団法人Ｌｙｃｋａ）

１．運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	資格の種類	委託	協力
１	大槻　勇太	宮城県仙台市太白区山田本町 12-48	福祉有償運送運転者講習修了		
２					

- 乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法２３条第１項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に〇印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に〇印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	協力
１	大槻　勇太	宮城県仙台市太白区山田本町 12-48	
２			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に〇印を記載するものとする。

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

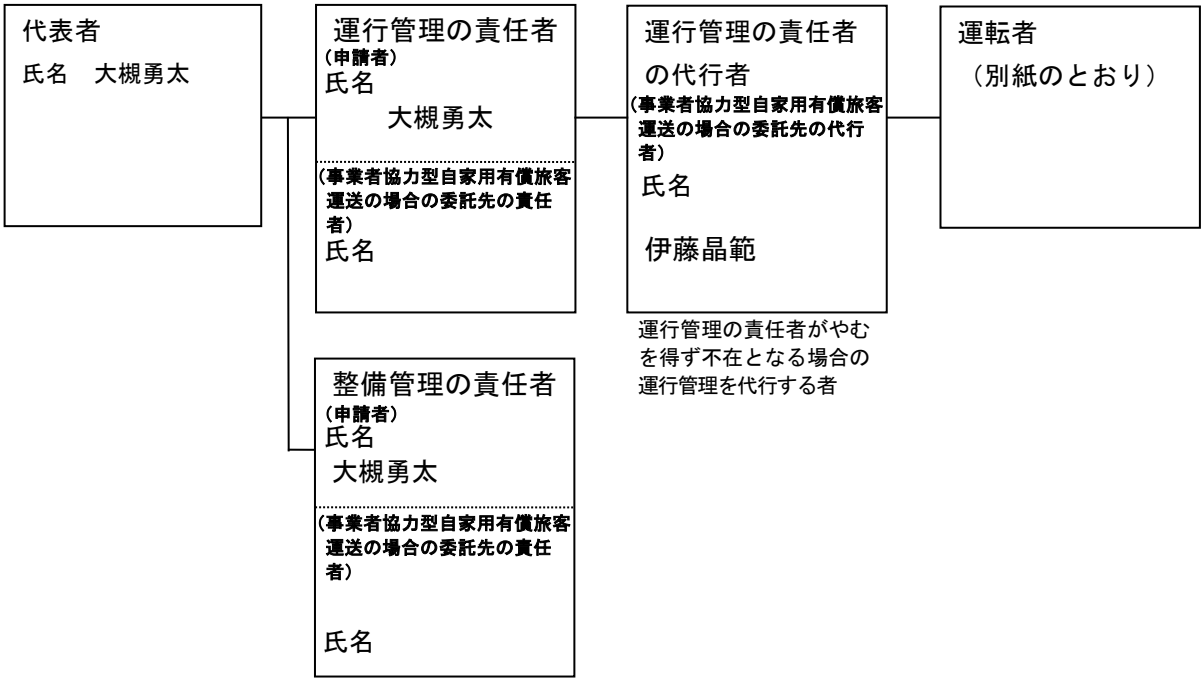

２．事故処理連絡体制

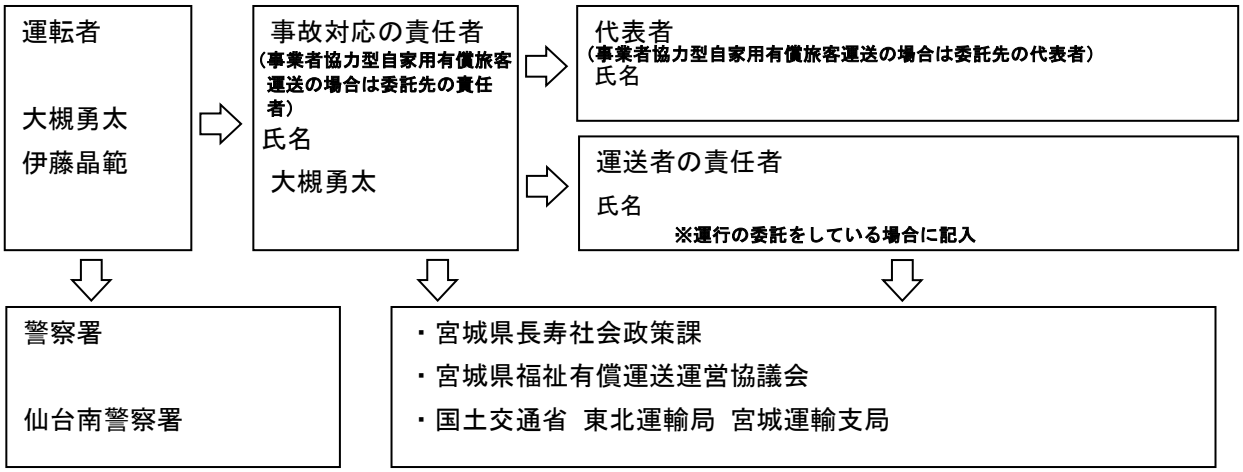

３．苦情処理体制

苦情処理責任者	苦情処理担当者
大槻勇太	大槻勇太

運行管理マニュアル

（目的）

このマニュアルは、一般社団法人Ｌｙｃｋａの運行管理に関する基本的な事項を定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

（組織）

運行管理業務および整備管理業務を誠実かつ確実に遂行するために、運行管理責任者及び整備管理責任者を定める。

運行管理責任者　大槻 勇太（　福祉有償運送運転者講習、介護福祉士　）
整備管理責任者　大槻 勇太（　福祉有償運送運転者講習、介護福祉士　）

（運転者）

運転者は、次の点を考慮して十分な能力及び経験を有している者とする。

（１）運転歴３年以上の者でかつ６５歳以下の者であること。
（２）過去２年間運転免許停止処分を受けていないこと。
（３）普通第二種免許を受けている者。
（４）普通第一種免許を受けており、国土交通大臣が認定する講習を修了している者。

（運行管理業務）

１．安全な運転のための確認等

（１）運行管理責任者は、安全運転を確保するために、運転者に対し、運行の開始前および運行の終了後に、原則対面により疾病、疲労、飲酒その他理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、必要な指示を行う。対面での確認が困難である場合には電話により必要な確認、指示を行う。
（２）安全な運転のための確認表は運転者ごとに記録し、１年間保存する。

２．乗務記録

（１）運転者は、運行終了後速やかに乗務運行記録を運行管理責任者に報告する。
（２）乗務運行記録の記載事項は次のとおりとする。
①運転者の氏名
②自動車登録番号
③乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
④事故又は異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因
（３）乗務記録は運転者ごとに記録し、１年間保存する。

３．研修及び指導監督

運行管理責任者は、事故を引き起こした運転者に適性診断を受けさせるなど、運行の安全確保に努めるとともに、整備管理責任者と協力をして輸送の安全と利用者の利便確保のために誠実にその任務を遂行するよう指導監督する。

（整備管理業務）

１．日常点検

整備管理責任者は、自動車の安全運行を確保するため、その運行の開始前に、点検基準による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者が実施する。

２．定期点検整備

整備管理責任者は、自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るために定期点検整備計画をたてて確実に実施する。

３．点検整備の記録及び保管管理

点検整備の実施結果は、適切に保管管理する。

（事故に関する対応）

１．事故発生時の対応についての教育指導

運行管理責任者は、運転者に対して車両運行中に万一事故が発生した場合の対応事項について、次のとおり周知徹底を図ることとする。

①直ちに現場状況を確認し、二次災害防止措置を講じる。

②死傷者のあるときには、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じること。

②警察（110 番）および必要に応じて救急（119 番）へ通報し、指示を受けること。

③運行管理責任者に速やかに運行管理責任者へ事故発生の第一報を入れる。

（ 報告内容：発生日時・場所・車両番号・乗務員名・事故概要・損害状況。 ）

２．事故発生時の対応

（１）運行管理責任者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

①直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示すること。

②軽微な事故を除き必ず現場に急行し、発生状況等原因を調査すること。

④できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。

⑤把握した事故の状況等を記録し、3 年間保存する。

⑤重大な事故のときは、関係機関に連絡するとともに、運輸支局に連絡すること。

（２）事故（軽微な事故も含む）については、その内容、原因等を記録し、運営協議会に報告する。

（ 記録内容：乗務員氏名・車両番号・発生日時・場所・相手方氏名
事故概要（損害の程度含む）・原因・再発防止策

（３）再発防止策

・事故発生後は運行管理責任者が原因分析を行い、再発防止策を講じる。

・必要に応じて運転者講習・安全運転研修を実施する。

・対策内容は事故記録に添付し、協議会へ報告する。

（苦情に関する対応）

運行管理責任者は、利用者からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

①苦情の内容を調査し、改善に向けた対応を図ること。

②改善に向けた解決策を検討し、必要に応じてその結果を利用者に回答すること。

③苦情の内容及び改善に向けた解決策を市に報告すること。

④苦情については、その内容、原因、解決策等を記録し、運営協議会に報告すること。

⑤重大な苦情のときは、速やかに市に連絡すること。

（施行規則第５１条の２９関係）　　参考様式第ハ号

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称　一般社団法人Ｌｙｃｋａ

身体障害者	人　数
６　級	0
５　級	0
４　級	0
３　級	0
２　級	1
１　級	2
合計	3

精神障害者	人　数
３　級	0
２　級	0
１　級	0
合計	

知的障害者	人　数
軽　度	0
中　度	3
重　度	2
合　計	5

要介護認定者	人　数
要　介　護　１	0
要　介　護　２	0
要　介　護　３	0
要　介　護　４	0
要　介　護　５	1
合計	1

要支援認定者	人　数
要　支　援　１	0
要　支　援　２	0
合計	

基本チェックリスト該当者	人　数
	0
合計	

その他の障害を有する者	人　数
肢 体 不 自 由	0
内　部　障　害	0
知的障害（認定者を除く）	0
精神障害（認定者を除く）	0
そ　の　他	0
合　計	0

総合計	※身体１級２名と知的２名は同一 ※身体１級１名と要介護１名は同一	6

（施行規則第５１条の２９関係）　　参考様式第八号

旅　客　の　名　簿

（福祉用）

自家用有償旅客運送者の名称　一般社団法人Ｌｙｃｋａ

番号	氏　名	住　所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1	[redacted]	仙台市太白区	2026/4/1	○		○					
2	[redacted]	仙台市太白区	2026/4/1	○		○					
3	[redacted]	名取市相互台	2026/4/1			○					
4	[redacted]	仙台市若林区	2026/4/26	○			○				
5	[redacted]	名取市増田	2026/5/26			○					
6	[redacted]	名取市愛島台	2026/4/1			○					
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

イ　身体障害者
ロ　精神障害者
ハ　知的障害者
ニ　要介護認定者
ホ　要支援認定者
ヘ　基本チェックリスト該当者
ト　その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）